

令和5年度坂井市旧耐震住宅建替え除却支援事業

この事業は、坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の発生を減少を図ることを目的として、旧耐震住宅の除却工事等に要する費用の一部補助を行います。

対象となる事業

(注) 市の交付決定通知を受ける前に、工事等の契約を締結されている方は補助対象外となります。

次に掲げる要件をすべて満たす住宅の除却工事費

- 1) 一戸建て旧耐震住宅の除却工事に要する費用（住宅の床面積の1/2以上が居住の用に供されるものに限る。）
- 2) 国、県、市における他の補助制度を利用して住宅を除却する場合、その対象部分の経費については当制度の補助対象外とする。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- 1) 次の(ア)～(ク)に掲げる要件のいずれかの者

(ア) 現に福井県内に住所を有していない者

(イ) 福井県内に住所を有して2年以内の者

(ウ) 自然災害により居住する住宅に被害が生じて2年を経過しない者

(エ) 18歳になった日の属する年度の3月31日までの子供と同居している世帯の者

(オ) 婚姻届を提出し、受理されてから2年を経過しない夫婦

(カ) 市内に進出して2年を経過しない企業の従業員又は地場産業に従事して2年を経過しない者

(キ) 新たに多世帯同居する者

(ク) 新たに多世帯近居する者

- 2) 居住誘導区域内において昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅を除却し、当該年度中もしくは翌年度中に当該敷地内に自ら居住するための一戸建て住宅を建築する者

- 3) 市税を滞納していない者

- 4) 令和6年2月29日までに除却工事を完了する見込みのある者

【多世帯近居】…直系親族の世帯が市内の同一小学校区または概ね車で5分圏内に別に居住すること。
ただし、直系卑属の単独世帯は除く。

【多世帯同居】…直系尊属又は直系卑属の複数の世帯によって同居すること。
ただし、直系卑属の単独世帯は除く。

【居住誘導区域】…都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定により策定した坂井市立地適正化計画で位置づける区域を言う。詳しくは、お問い合わせ下さい。

補助金の額

補助対象経費の1/3（千円未満切り捨て）とし30万円を限度とする。

募集件数

3件（先着順）

申込受付期間

令和5年5月8日（月）～令和5年12月22日（金）午後5時必着

申込方法

移住定住推進課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。

（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市総合政策部 移住定住推進課 空家対策室（TEL0776-50-3036）